

(公印省略)
食生衛第810-33号
令和3年2月26日

関係各位

群馬県知事 山本 一太
(健康福祉部食品・生活衛生課)

群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく警戒度
及び要請について(依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、令和3年2月26日(金)に開催しました、第38回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請(3月2日(火)以降)」を行うことを決定しました。

つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

- 前回(2月23日(火)以降)要請からの変更点 -

○営業時間短縮要請

伊勢崎市・大泉町の要請を解除

※県内全ての市町村で営業時間短縮要請の解除

※詳細は群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改訂版)」に基づく要請について(3月2日(火)以降)を御確認ください。

担 当：生活衛生・動物愛護係
T E L：027-226-2445
F A X：027-220-4300
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp